

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月8日
【四半期会計期間】	第35期第1四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社ニーズウェル
【英訳名】	Needs Well Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 船津 浩三
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03-6265-6763(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 塚田 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03-6265-6763(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 塚田 剛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期 第1四半期累計期間	第35期 第1四半期累計期間	第34期
会計期間	自2019年10月1日 至2019年12月31日	自2020年10月1日 至2020年12月31日	自2019年10月1日 至2020年9月30日
売上高 (千円)	1,418,317	1,348,482	5,364,010
経常利益 (千円)	92,961	130,225	514,263
四半期(当期)純利益 (千円)	59,729	89,617	347,981
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	414,385	437,085	415,279
発行済株式総数 (株)	8,484,400	8,579,200	8,505,200
純資産額 (千円)	1,918,783	2,236,657	2,231,808
総資産額 (千円)	2,692,978	3,000,295	2,997,551
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	7.04	10.52	40.99
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	6.97	10.41	40.62
1株当たり配当額 (円)	-	-	16.00
自己資本比率 (%)	71.3	74.4	74.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響については、今後も注視してまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により経済活動が停滞し景気は大きく後退しました。感染拡大の防止策や各種政策が講じられましたが、首都圏を中心に感染者数は拡大の一途をたどり、先行きは依然として不透明な状況であります。

当社が属する情報サービス産業は、引き続きDX(Digital Transformation)の取組みの強化・拡大による大きな変革期にあり、新型コロナウイルス感染症の収束までは投資の抑制による落ち込みが強く懸念されるものの、中長期的にはIoT・自動運転・AI・クラウド・エッジコンピューティング・ブロックチェーン・5G等に加え、テレワークの広がりによるセキュリティ対策や人手を介さないIRPA(Robotic Process Automation:業務自動化ロボット)等への需要が増加すると予測しております。今後も感染の再拡大に対する各種の施策や、ワクチンの開発・接種が国内外の経済環境に与える影響と、企業のIT投資計画の動向を注視してまいります。

このような状況のもと、当社は、2021年9月期から2023年9月期の3ヶ年を対象に策定した中期経営計画(注1)に掲げる「売上高100億円、経常利益10億円」の業績目標を達成するため、2020年12月にみずほ証券株式会社を割当先とした第三者割当による新株予約権(行使価額修正条項付)を用いた資金調達(注2)を行いました。中期経営計画において先行投資分野とした「採用・育成」「研究開発」「M&A及び資本業務提携」へ投資し、売上及び収益の拡大を図ります。

また、当事業年度の成長戦略の重点施策として、「企業価値向上の推進」「物流、コネクティッド・ビジネスの立上げ」「AIビジネスの拡大」「ニアショア開発の拡大」「事業基盤の確立」「ソリューション・ビジネスの拡大」「エンドユーザー取引の拡大」の7点を全社一丸となり推進しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により需要の増えたテレワーク向けのソリューションやリモート開発の推進、対面営業からオンライン営業への移行等に積極的に取り組むことで受注の拡大を目指しております。

業績拡大の重要な要素となる技術者確保においては、引き続きパートナー企業との協力・協業体制を強化する他、東京を始めニアショア開発拠点である長崎での採用の強化への取組みも継続しております。

事業のサービスラインである「業務系システム開発」は、当社の最大の強みである金融系システム開発において、高い金融系業務知識を持った技術者の育成と、新たな金融系案件の獲得、既存顧客との取引拡大に努めました。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、依然として製造業向け案件の一部に延期等が発生しているものの、携帯電話の料金改定に伴うシステム開発需要を取り込み通信業界向けの案件が好調となりました。また、当第1四半期会計期間より本格的に立ち上げた物流向けのシステム開発においては、物流業務のコンサルティング及びロジスティックシステムの構築で多くの実績を上げている株式会社物流革命、日本を始めアジア各国で工場や倉庫のロボットシステムのシステムインテグレーションを数多く展開する株式会社オフィスエフエイ・コムとの2社と協業し、当社の業務系システム開発経験やAIなどの知見を活用した高品質の物流システムを提供する新たな取組みを開始し、今後の受注拡大を目指しております。

「基盤構築」は、「業務系システム開発」や「ソリューション・商品等売上」と連携したトータル受注により、安定して開発を継続しました。

「コネクティッド開発」は新型コロナウイルス感染症の拡大により製造業向け案件で影響が出ているものの、安定して開発を継続しました。

「ソリューション・商品等売上」は、独自のソリューションやサービスの提供により他社との差別化に注力し、好調に受注を拡大しております。当社のソリューションは、5G時代の到来でいっそう重要性を増す情報セキュリティ対策をサポートする「情報セキュリティソリューション」、RPA等の活用により働き方改革と人手不足を解決に導く「業務効率化ソリューション」、様々な業種でDXの実現をアシストする「AIソリューション」の3つの製品群を取り揃えております。経費精算クラウドConcur Expense(注3)導入に必要なノウハウやテンプレートをパッケージ化しスピーディな本番稼働を可能としたSpeed Expense Assist(Speed EA)、請求書管理クラウドConcur Invoice(注3)へのデータ登録をAIで自動化し人手不足を解消するInvoice Process Automation(Invoice PA)

等、テレワークの広がりや2020年10月の電子帳簿保存法の改正も追い風となり、経理業務のDXを提供する当社独自のソリューションとして高い評価をいただいております。

また、RPAツールWinActor（注4）を複数の拠点や部門で利用する顧客向けのサービスとして、RPAのシナリオ作成、運用プロセスのガイドラインの整備、WinDirector（注5）により多数のWinActorを一元的に管理・統制する運用体制の構築等、全社展開をサポートするRPA管理統制ソリューションが好調に推移しました。

さらに、2020年11月には、国産の基幹システムと各種周辺システムとの自動連携により効率化を図るITエンジニアリングサービスの提供を開始しました。このサービスは、基幹システムと周辺システム間のデータの自動連携機能を実際に当社の日々の業務に取り入れながら効率化の検証を重ね製品化したもので、顧客に社内システム運用の最適化を提供しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は1,348,482千円（前年同期比4.9%減）となりました。

売上総利益においては、効率化を推し進め、331,963千円（前年同期比9.7%増）となりました。

販売費及び一般管理費は195,807千円（前年同期比6.7%減）、営業利益は136,155千円（前年同期比46.5%増）、経常利益は130,225千円（前年同期比40.1%増）、四半期純利益は89,617千円（前年同期比50.0%増）となりました。

なお、当社は情報サービス事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

- （注）1. 2020年11月12日に公表しております「2021年9月期-2023年9月期 中期経営計画」をご参照ください。
2. 2020年11月25日に公表しております「第三者割当による第5回新株予約権の発行に関するお知らせ（行使価額修正条項付新株予約権（停止指定条項付）の発行）」及び「第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項付）を用いた資金調達に関する補足説明資料」をご参照ください。
3. 経費精算クラウドConcur Expense、請求書管理クラウドConcur Invoiceは、SAP® Concur®が提供する製品です。
4. 「WinActor」は、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社の登録商標です。
5. 「WinDirector」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの登録商標です。

当第1四半期累計期間における事業のサービスライン別の売上高を示すと、次のとおりであります。

事業のサービスライン	売上高（千円）	構成比（％）
業務系システム開発	1,051,084	77.9
基盤構築	143,942	10.7
コネクティッド開発	51,250	3.8
ソリューション・商品等売上	102,204	7.6
合計	1,348,482	100.0

（注）当社は、当第1四半期会計期間よりコネクティッド技術の強化を目的に「コネクティッド開発」を新設し、事業のサービスラインを再編成しております。このため、当第1四半期累計期間においては前年同期との比較は行っておりません。

(2) 財政状態の分析

（資産）

当第1四半期会計期間末における総資産は3,000,295千円となり、前事業年度末と比較して2,744千円の増加となりました。これは主に、売掛金が57,822千円増加、前払費用が15,610千円増加し、一方で、現金及び預金が28,178千円減少、繰延税金資産が41,268千円減少したことによるものであります。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債合計は763,638千円となり、前事業年度末と比較して2,104千円の減少となりました。これは主に、買掛金が116,880千円増加、未払金が40,724千円増加、預り金が68,807千円増加し、一方で、未払法人税等が99,624千円減少、未払消費税等が13,900千円減少、賞与引当金が112,572千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は2,236,657千円となり、前事業年度末と比較して4,849千円の増加となりました。これは主に、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ21,806千円増加、その他有価証券評価差額金が2,053千円増加、新株予約権が5,645千円増加し、一方で、配当金の支払等により利益剰余金が46,462千円減少したことによるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、2,402千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,984,000
計	27,984,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,579,200	8,681,200	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社の標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	8,579,200	8,681,200	-	-

(注) 1. 新株予約権の行使により、2021年1月31日までに102,000株増加しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2021年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において、会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権

決議年月日	2020年11月25日
割当年月日	2020年12月11日
新株予約権の数	16,000個
発行価額	新株予約権1個あたり 369円 (総額5,904,000円)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式1,600,000株 (注)1
資金調達の額	<p>差引手取概算額 1,466,704,000円 (内訳) 払込金額の総額 1,474,704,000円 発行諸費用の概算額 8,000,000円</p> <p>調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。</p>
行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額 918円 (注)2 上限行使価額 なし 下限行使価額 551円</p> <p>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の行使発生日の直前取引日の東京証券取引所終値の90.5%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正されます。ただし、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。</p>
募集又は割当方法(割当先)	みずほ証券株式会社に対する第三者割当方式
新株予約権の行使期間	自 2020年12月14日 至 2022年12月13日
資金使途	<p>M&A及び資本・業務提携に関わる費用 880百万円 支出予定時期 2020年12月～2022年9月 人材の獲得及び教育研修に関わる費用 386百万円 支出予定時期 2020年12月～2022年9月 研究開発費用 200百万円 支出予定時期 2020年12月～2023年9月</p>
新株予約権の行使の条件	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 8
その他	当社は、割当先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当て契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しております。本割当契約において、当社は、割当先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること、及び割当先は、本新株予約権について、当社取締役会による承諾を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができないこと等を定めております。

新株予約権の発行時(2020年12月11日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,600,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率
- (3) 当社が第4項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初918円とする。但し、行使価額は第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。

3. 行使価額の修正

第9項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90.5%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が551円（以下「下限行使価額」といい、第4項の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5)上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6)上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 本新株予約権を行使することができる期間

2020年12月14日から2022年12月13日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

6. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

7. 本新株予約権の取得

- (1)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2)当社は、2022年12月13日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3)当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4)当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

8. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1)本新株予約権を行使する場合、第5項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第12項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第13項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3)本新株予約権の行使請求の効力は、第12項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

10. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

11. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金369円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第2項記載のとおりとし、行使価額は当初、918円とした。

12. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

13. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 四谷支店

14. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

15. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

16. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日 (注)1	74,000	8,579,200	21,806	437,085	21,806	293,485

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2021年1月1日から2021年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が102,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ30,650千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,503,200	85,032	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式(注)	普通株式 1,800	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	8,505,200	-	-
総株主の議決権	-	85,032	-

(注)「単元未満株式」には、当社所有の自己株式32株が含まれております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ニーズウェル	東京都千代田区紀尾井 町4番1号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,780,116	1,751,938
売掛金	689,963	747,786
仕掛品	41,541	37,906
原材料	1,840	1,840
貯蔵品	494	455
前払費用	34,090	49,701
その他	9,272	5,103
貸倒引当金	4,142	4,491
流動資産合計	2,553,175	2,590,240
固定資産		
有形固定資産		
建物	39,317	39,516
減価償却累計額	4,875	5,502
建物(純額)	34,441	34,013
器具及び備品	18,573	19,196
減価償却累計額	14,041	14,470
器具及び備品(純額)	4,532	4,725
有形固定資産合計	38,974	38,739
無形固定資産		
ソフトウェア	58,673	58,686
ソフトウェア仮勘定	-	4,674
その他	253	251
無形固定資産合計	58,927	63,611
投資その他の資産		
投資有価証券	83,620	86,580
出資金	5	5
繰延税金資産	97,110	55,842
敷金及び保証金	85,533	85,071
保険積立金	76,546	76,546
その他	3,658	3,658
投資その他の資産合計	346,473	307,703
固定資産合計	444,375	410,055
資産合計	2,997,551	3,000,295

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	101,846	218,726
未払金	137,702	178,426
未払法人税等	107,695	8,070
未払消費税等	106,470	92,570
前受金	2,030	1,586
預り金	38,950	107,757
賞与引当金	265,297	152,724
役員賞与引当金	5,750	3,775
流動負債合計	765,743	763,638
固定負債		
固定負債合計	-	-
負債合計	765,743	763,638
純資産の部		
株主資本		
資本金	415,279	437,085
資本剰余金		
資本準備金	271,679	293,485
資本剰余金合計	271,679	293,485
利益剰余金		
利益準備金	783	783
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,521,260	1,474,798
利益剰余金合計	1,522,043	1,475,581
自己株式	177	177
株主資本合計	2,208,824	2,205,975
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	22,983	25,036
評価・換算差額等合計	22,983	25,036
新株予約権	-	5,645
純資産合計	2,231,808	2,236,657
負債純資産合計	2,997,551	3,000,295

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1,418,317	1,348,482
売上原価	1,115,591	1,016,519
売上総利益	302,725	331,963
販売費及び一般管理費	209,778	195,807
営業利益	92,946	136,155
営業外収益		
受取利息	4	4
助成金収入	-	588
雑収入	10	70
営業外収益合計	15	663
営業外費用		
株式交付費	-	6,592
営業外費用合計	-	6,592
経常利益	92,961	130,225
特別損失		
本社移転費用	4,750	-
特別損失合計	4,750	-
税引前四半期純利益	88,211	130,225
法人税、住民税及び事業税	206	246
法人税等調整額	28,276	40,362
法人税等合計	28,482	40,608
四半期純利益	59,729	89,617

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)に記載した会計上の見積りにおける新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	6,071千円	5,926千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年12月20日 定時株主総会	普通株式	114,525	13.5	2019年9月30日	2019年12月23日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年12月22日 定時株主総会	普通株式	136,079	16.0	2020年9月30日	2020年12月23日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソフトウェア開発を中心とした情報サービス事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	7円04銭	10円52銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	59,729	89,617
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	59,729	89,617
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,483	8,515
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	6円97銭	10円41銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	82	95
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月8日

株式会社ニーズウェル

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高野 浩一郎 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高木 修 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニーズウェルの2020年10月1日から2021年9月30日までの第35期事業年度の第1四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニーズウェルの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認め

られる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。